

# 鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画改定（R4.3）の概要

## 1 改定の概要

- (1) 計画改定の背景  
海洋プラスチックごみへの関心の高まりやSDGs等の国際社会の動向、海岸漂着物対策を推進するための法改正等について記載
- (2) 漂流ごみ等の処理
  - ① 対象とする海岸漂着物等に漂流ごみ等を追加
  - ② 災害に起因する漂着物として、軽石を追加
- (3) 海岸漂着物等の発生抑制
  - ① 海洋プラスチックごみの発生抑制対策や海岸漂着物等であるプラスチック類の円滑な処理を追加
  - ② 循環型社会の形成に向けた県、市町村、事業者、県民が一体となった3Rの推進について記載を充実
  - ③ 河川の流域圏において、内陸地域と沿岸地域の市町村等が一体となった広域的な発生抑制対策に係る連携・相互協力を追加

## 2 地域計画に係る基本的事項

- (1) 目的  
海岸漂着物処理推進法第14条に基づき地域計画を策定し、重点的に推進する区域、海岸漂着物等の回収・処理方法、発生抑制対策、関係者の役割分担等を定め、海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全を総合的に推進する。
- (2) 地域計画の構成
  - ア 本県の海岸の特徴
  - イ 海岸漂着物等の現状及び海岸漂着物対策に係る課題
  - ウ 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容
  - エ 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項
  - オ 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項
- (3) 計画期間  
令和4年度から13年度までの10年間（ただし、必要に応じて見直し）
- (4) 対象とする海岸漂着物等  
計画の対象は、海岸漂着物処理推進法第2条第3項に定義されている海岸漂着物等（海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等）とする。

## 3 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

- (1) 海岸漂着物対策の重点区域  
重点区域は、海岸漂着物等の量及び質のほか、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件及び離島といった地域特性について総合的に検討し、市町村長等の意見を聴いて設定。  
（R3現在、39市町村、海岸延長 1,213km）

- (2) 海岸漂着物等の処理に関する事項  
海岸漂着物等の処理の責任，海岸漂着物等の回収・搬出，収集，運搬及び処分，離島など処理の困難な区域における対策
- (3) 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項  
海岸漂着物等の実態の把握，ごみ等の投棄の防止，3Rの推進
- (4) 普及啓発又は環境教育に関する方策  
広報，普及啓発の施策，環境教育の推進，民間団体等の知見等の活用
- (5) 海洋プラスチックごみ対策  
海洋プラスチックごみの発生抑制，海岸漂着物等であるプラスチック類の回収・処理

#### 4 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

##### (1) 関係者の役割分担に関する事項

主 体	役 割
海岸管理者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物等の円滑な処理</li> <li>・海岸漂着物等の発生量の把握</li> </ul>
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外交上の適切な対応及び隣国への協力要請</li> <li>・技術開発，調査研究，技術的助言</li> <li>・財政上の配慮，助成制度の整備</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物対策推進協議会の開催</li> <li>・庁内関係部局間の連絡体制の整備</li> <li>・国，近隣県及び市町村との情報の共有，連携，協力要請</li> <li>・海岸漂着物対策に係る情報の収集・整理及び提供</li> <li>・3Rの推進等による発生抑制対策，普及啓発・環境教育の推進</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理等に関する海岸管理者等への協力及び要請</li> <li>・民間団体への情報提供</li> <li>・地域における発生抑制対策，普及啓発・環境教育の推進</li> </ul>
NPO・民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物等の処理や発生抑制に係る活動</li> <li>・普及啓発，環境教育等への参画</li> </ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に伴って生じるごみ等の発生抑制</li> <li>・マナー，モラルの徹底</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチックごみの発生抑制</li> <li>・事業活動に利用され不要となった用具等の適正管理，適正処分</li> <li>・海岸清掃等への参画，協力，支援(CSRの一環として)</li> </ul>
学校・研究機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育の効果の高揚</li> <li>・調査型清掃活動への協力</li> <li>・専門的情報の提供</li> </ul>

- (2) 関係者の連携・協働に関する事項  
海岸管理者等，国，県，市町村は，相互に連携し，海岸漂着物対策の推進を図る。また，民間団体等の清掃活動の情報提供等を通じて，地域ネットワークづくりに努める。
- (3) 流域圏を含んだ広域的な発生抑制対策に係る連携・相互協力  
ごみの発生抑制を行う体制として，県の海岸漂着物対策推進協議会や，不

法処理防止連絡協議会，県以外では，川内川水系水質汚濁防止対策連絡協議会などの協議会を通じて，発生抑制対策を推進する，また，隣接県を含む流域圏からのごみの流出が日常的にみられ，これが長期に渡ると判断される場合には，隣接県と協議する。

## 5 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

### (1) 海岸漂着物等のモニタリング

県は，海岸漂着物等の処理や民間団体等が実施する海岸清掃キャンペーン等から得られた海岸漂着物等の種類，数量等のデータを整理・評価し公表する。

### (2) 災害等の緊急時における対応

#### ア 災害漂着物

災害ごみや流木，軽石等が大量に堆積し，海岸保全施設の機能等を阻害する場合に備え，海岸管理者等及び県，関係市町村が協働して処理できる連絡体制を整え，市町村は，ごみの仮置場の確保等に努める。

災害などにより大量に発生した海岸漂着物等は，国の災害関連の補助制度等を活用し，可能な限り速やかに回収・処理するよう努める。

#### イ 危険漂着物

海岸管理者等及び市町村は，危険漂着物の漂着情報を受信した場合の通報体制を整備する。また，市町村は，情報提供と住民への注意喚起を行うとともに，関係機関とも連携して漂着確認や撤去作業を行う。

### (3) 回収・処理困難物

海岸管理者等は，個別の事案に応じて，県及び市町村の水産部局，海上保安本部等と連携しながら，処理困難物の効果的な処理方法を検討する。

### (4) 漂流ごみ等の処理

海岸漂着物処理推進法の改正に伴い，海岸漂着物等に，漂流ごみ等が追加されたことから，関係機関が連携・協力して，漂流ごみ等の処理対策を推進する。

### (5) 他の計画等との整合等

かごしま未来創造ビジョンにおいて，プラスチックごみの海洋への流出防止対策や海岸漂着物等の回収と円滑な処理の推進を，県廃棄物処理計画にもプラスチックごみ削減の取組の推進や，海洋プラスチックごみ対策として，海岸漂着物等の円滑な処理及び発生の効果的な抑制を図ることとしている。

今後，鹿児島県環境基本計画など他の計画等の改正時には，本計画と整合性を確保できるようにする。

### (6) 地域住民，民間団体等の参画と情報提供

県は，ホームページや各種広報活動を通じ，海岸漂着物等の回収・処理状況や清掃活動等の情報を広く県民に提供する。

### (7) 地域計画の変更

地域計画の計画期間は10年間であるが，状況の変化や実施状況等に応じて必要があると認める場合は，協議会で協議の上，地域計画の変更を行う。